

(別紙第2)

令和元年度12月定例裁判官会議

東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和2年度の司法行政事務の代理順序の定め

(令和2年1月1日現在)

東京地方裁判所

東京地方裁判所定第121号

東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和2年度の司法行政事務の代理順序の定めを次のように定める。

令和元年12月19日

東京地方裁判所

東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和2年度の司法行政事務の代理順序の定め

東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和2年度の司法行政事務の代理順序を別紙第1ないし第3のとおり定める。

附 則

この定めは、令和2年1月1日から施行する。

(別紙第1)

所長に差し支えがある場合の司法行政事務の代理順序

代理順序	所長代行者
1	伊藤雅人
2	島田一
3	後藤健
4	松本利幸

(別紙第2)

支部長又は部の事務を総括する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務の代理順序

1 本庁民事部

部の事務を総括する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務の代理順序

東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和2年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序についての定めの別表1の(1)中、当該部の裁判官欄に掲げる裁判官（部の事務を総括する裁判官及び判事の権限を有しない判事補を除く。）の順序とする。

2 本庁刑事部

部の事務を総括する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務の代理順序

東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和2年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序についての定めの別表2中、当該部の裁判官欄に掲げる裁判官（部の事務を総括する裁判官及び判事の権限を有しない判事補を除く。）の順序とする。

3 立川支部

(1) 支部長に差し支えがある場合の司法行政事務の代理順序

代理順序	裁判官
1	見
2	吉
3	三
4	河
	田
	浦
	田
	泰
	尚
	隆
	正
	弘
	志
	常

(2) 部の事務を総括する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務の代理順序

東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和2年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序についての定めの別表3中、当該部の裁判官欄に掲げる裁判官（部の事務を総括する裁判官及び判事の権限を有しない判事補を除く。）の順序とする。

(別紙第3)

簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務の代理順序

簡易裁判所	代理順序	裁判官
東京	1	八木正一
	2	太田武聖
八丈島	1	梅本圭一郎 (東京簡裁)
伊豆大島	1	梅本圭一郎 (東京簡裁)
新島	1	梅本圭一郎 (東京簡裁)
八王子	1	瀬尾豊治
立川	1	工藤純一
	2	岡崎昌吾
	3	浦崎浩
武藏野	1	内山修
青梅	1	工藤純一 (立川簡裁)
町田	1	今啓子